

【返戻金制度について】

採用決定者が自己都合による退職および就業規則による解雇など、採用決定者の責めに帰すべき事由に基づき勤務開始後 3 ヶ月以内に退職した場合には、受領した紹介手数料から次に定める金額（消費税額を含む）を求人者へ返還致します。

その際の振込手数料は、当社で負担致します。

但し、求人者の責めに帰すべき事由に基づき退職に至る場合は紹介手数料の払い戻しは無いものとさせていただきます。

- (1) 勤務開始日より 1 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 85%
- (2) 勤務開始日より 1 ヶ月を超えて 3 ヶ月以内の退職：紹介手数料の 55%

株式会社日東テクノブレーン